

鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この事業は、生活困窮世帯のうち生活保護受給世帯（以下「被保護世帯」という。）及び児童養護施設入所者（以下「施設入所者」という。）を対象に、学習支援、児童・生徒の悩みや進学に関する助言や、家庭や学校以外の安心できる居場所における支援員や子ども同士の交流などを通じて、児童・生徒の学習習慣・生活習慣の確立や社会性の育成及び学習意欲の向上等を図るとともに、関係機関と連携して保護者に対する養育支援等を行うことで、「貧困の連鎖」を防止することを目的とし、鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託（以下「本事業」という。）を実施する優先交渉権者をプロポーザルにて決定する。

2 委託業務の内容

- (1) 物件名：鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託
- (2) 履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 委託内容：「鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託仕様書」のとおり

3 仕様、事業実施目標

「鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託仕様書のとおり」
事業実施目標

教室形式による学習支援

支援対象者に週1回以上の学習支援及び生活支援を実施し、合計支援回数
は1人あたり32回以上を目標とする。

4 支援対象者予定数

10名

支援対象者数に増減がある場合には、「5事業に要する経費」の委託料の範囲内で委託料を変更する。

5 事業に要する経費

委託料は1,699,091円（消費税等を含まない。）を上限とする。

なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、発注者との打合せに要する費用も含まれる。

学習支援及び生活支援実績が事業目標に達しない場合及び委託事業開始後支援対象者数に増減がある場合には、委託料を変更するため、提案見積書には教育支援員1人あたりの単価を明記すること。

6 応募資格

本事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、公告日から優先交渉権者の決定まで

に、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

7 企画提案参加申請書の提出等

(1) 企画提案参加申請書の提出

- ① 提出期限 令和6年3月1日(金)17時15分まで(時間厳守)
- ② 提出先 鈴鹿市健康福祉部健康福祉政策課生活相談グループ
- ③ 提出方法 郵送又は持参すること。(郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、郵送し(局留なし)、提出期限までに必着させること。)

なお、提出期限を超えて到着したものは受け付けないので、留意すること。

④ 提出書類

- ア 企画提案参加申請書 1部(別添「様式1」)
- イ 会社概要書 1部
- ウ 納税証明書等

(2) 結果の通知等

本市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和6年3月6日(水)までに応募者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす応募者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

8 企画提案資料の提出等

企画提案書の提出を要請された応募者(以下「企画提案者」という。)は、提案書等記入要領のとおり企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案資料の提出

- ① 提出期限 令和6年3月13日(水)17時15分まで(時間厳守)
- ② 提出先 鈴鹿市健康福祉部健康福祉政策課生活相談グループ
- ③ 提出方法 郵送又は持参すること。(郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、郵送し(局留なし)、提出期限までに必着させること。)

なお、提出期限を超えて到着したものは受け付けないので、留意すること。

④ 提出書類

- ア 企画提案書 正本1部(法人登録印を押印したものとする。)、副本11部(資料表紙及び内部には会社名を記載しないものとする。)

イ 提案見積書 2部(法人登録印を押印したものを1部、印を押さないものを1部)

(2) プレゼンテーションの実施

① 日時 令和6年3月18日(月)

詳細時間については、後日企画提案者へ通知する。

② 時間配分 プレゼンテーション10分、質疑20分

③ 実施予定場所 鈴鹿市役所 4階 405会議室

④ 留意事項

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された資料のみとするが、提出された内容と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合、企画提案者側で準備すること。(プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。)

ウ プレゼンテーションの出席者は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とする。プレゼンテーションは、本事業に直接、携わる予定の者が行うこととする。

エ プレゼンテーションの指定日時に遅刻や欠席をした企画提案者は、失格(選定対象からの除外)とする。

(3) 留意事項

① 提出された書類は返却しない。

② 必要に応じて追加資料を求めることがある。また、提出された申請書等の資料の電子データの提出を求める場合がある。

③ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

④ 次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ・その他不正な行為があった場合

⑤ 本事業に係る情報公開請求があった場合は、鈴鹿市情報公開条例(平成13年12月26日条例第29号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

9 優先交渉権者の決定

(1) 審査基準

提出された書類に基づき、別に設置する「鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託 プロポーザル選定委員会」においてその内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ総合的に優先交渉権者を選定する。

選定基準については、別添「鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託 プロポーザル選定基準」のとおり。

(2) 選定結果は、令和6年3月22日(金)までに優先交渉権者に対し、電話にて通知の上、後に書面により通知する。優先交渉権者への審査結果通知後、鈴鹿市ホームページにおいて、選定結果を公表する。

(3) 本案件は、令和6年度の当該事業に係る予算の成立をもって業者選定を実施し、令和6年4月1日に契約を締結するものであり、令和6年度の当該事業に係る予算が成

立しない場合には契約を締結しないことがある。

10 その他

(1) 応募者は、参加するにあたり次の各号に掲げる事項を誓約することとする。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、応募者が不利益を被ることとなっても一切申し立てはできない。誓約にあたっては、申請書の提出をもって誓約したものとする。

- ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- ② 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- ③ 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

(2) 本契約による業務を履行するための個人情報の取扱いについては、応募者は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 21 日条例第 25 号）及びその他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。

11 質問について

(1) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和 6 年 2 月 22 日（木） 正午まで
- ② 提出先 鈴鹿市健康福祉部健康福祉政策課生活相談グループ
- ③ 提出方法 電子メールによる
- ④ 提出書類 質問書（別添「様式 2」）
- ⑤ 提出部数 1 部
- ⑥ 回 答 質問に対する回答は、企画提案参加申請書を提出した事業者へ電子メールで令和 6 年 2 月 27 日（火）17 時までに行うほか、鈴鹿市ホームページに掲載を行う。